

(別添 1)

[この公告は、T B T 協定第 2 条 9. 1 に基づくものです。]

化粧品基準の一部改正について

下記のとおり、化粧品基準（平成 1 2 年厚生省告示第 3 3 1 号）の一部を改正する予定ですのでお知らせします。本件に関し御意見のある場合には、理由を付して下記連絡先まで文書で御提出ください（電話による意見の提出は御遠慮下さい）。
なお、御意見に対して個別に回答は致しかねますので、その旨御了承願います。

記

1 件名

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 42 条第 2 項の規定に基づき化粧品基準の一部を改正する件

2 対象品目

化粧品

3 趣旨

化粧品に配合できる成分を追加するために、化粧品基準の一部を改正するものである。

4 施行予定日

平成 28 年 4 月 28 日

5 意見提出先

厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
電話番号：03-5253-1111（内線 2743）
FAX 番号：03-3597-9535

6 意見提出期限

W T O 事務局から配布された後 60 日後